

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③のうち、平成18年9月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間③のうち、平成18年9月から同年11月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月から17年4月まで  
② 平成17年5月から18年8月まで  
③ 平成18年9月から20年5月まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、支給されていた給与に比べて低い額になっている。入社時に毎月25万円の給与ということで雇用契約を結び、このうち、20万円を当月払いの銀行振込で、5万円程度を翌月払いの現金でもらっていた。退職時の給与総額は27万5,000円であった。申立期間について、調査の上、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、平成17年6月10日付けで、同年5月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられた上、同年10月26日付けで、同年8月14日に提出された被保険者報酬月額算定基礎届が取り消され、遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の全ての元同僚及び取締役についても、申立人と同様に平成17年6月10日付け及び同年10月26日付けで、遡って標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社から提出された賃金台帳によると、申立人は、申立期間②において当該遡及訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、滞納処分票により、当該事業所が当該遡及訂正処理当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、当該事業所は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、滞納を解消するために、申立人を含む全ての従業員及び取締役の標準報酬月額を遡って引き下げた。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年6月10日付け及び同年10月26日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものと考えることは難しく、申立人について遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

2 申立期間③のうち、平成18年9月から同年11月までの期間については、A社から提出された賃金台帳及び当該事業所の説明により、申立人は、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間について9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成18年12月から20年5月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、当該期間において上記の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）と一致していることから、特例法による保険給

付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間①については、申立人が「毎月、銀行振込の給与（20万円）のほかに、5万円程度の現金支給の給与があったので、両方を合算した額を標準報酬月額とすべきである。」と主張しているところ、A社は、「現金支払分は、現場経費（現場代理人経費、携帯電話代等）の精算である。」として、現金の支払いがあったことを認めている。

しかし、上記の賃金台帳には、当該現金支給額及びそれに係る厚生年金保険料控除額について記載が確認できない。

また、当該事業所が回答した内容から判断して、当該現金の支払いは、給与支給とは異なるものであったことがうかがえる。

さらに、申立期間①において上記の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）と一致している。

このほか、申立期間①の現金支給額及びそれに係る厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 3 日から 3 年 6 月 1 日まで  
A 社で営業事務の仕事をしていたが、厚生年金保険被保険者となっていないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚は、「申立人が何か月か勤務していたことは覚えているが、勤務期間は覚えていない。」と証言していることから、勤務期間を特定することはできないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

また、当該元同僚は、「A社では、入社してすぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。私も8年ぐらい働いていたが、厚生年金保険は6年ぐらいいしか加入していない。」と証言しているとともに、別の元同僚は、「A社では、1年から3年の試用期間があった。」と証言していることから、当時の当該事業所においては、入社後すぐに厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の記録は確認できない上、申立期間当時の住所地であるB町の記録によると、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、元事業主は、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態は不明である。」と回答している上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長野厚年年金 事案 1216 (事案 408 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 5 日から同年 9 月 24 日まで

前回の申立てで記録訂正が認められなかったが、A社を退社後は期間を空けることなくB社C研究所に勤務した。A社の事務所がD区からE区へ移転した後もE区の事務所へ通勤した鮮明な記憶があるので、申立期間をA社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 複数の元同僚に照会したが、申立人のA社を退社した時期を特定するまでの具体的な証言が得られないこと、ii) 申立人がA社を退社後に勤務していたF社から提出された従業員カードでは、申立人のA社における退社月は昭和36年6月とされていること、及びiii) 申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな証言や証拠は無いものの、前回の年金記録の訂正は必要でないとする判断に納得できない。A社を退社後は期間を空けることなくB社C研究所へ勤務したし、A社の事務所がD区からE区へ移転した後もE区の事務所で数か月間は勤務した鮮明な記憶がある。」として、申立期間について再度申立てている。

しかしながら、新たな調査により、B社C研究所において申立期間の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している22名の雇用保険の被保険者資格取得日を確認したところ、このうち15名については、雇用保険の被保険者資格取得日から厚生年金保険の被保険者資格取得日までに2か月間の空白期間

が存在する上、複数の元従業員が「B社C研究所には必ず試用期間があった。試用期間中は社会保険には加入しなかった。」と証言していること、及び申立人から提出されたアルバムには「A昭和32年4月から36年7月」と記載されていることから、申立人は、A社を退社した後、B社C研究所における厚生年金保険の被保険者資格取得日（36年9月24日）の2か月前の同年7月中に同社に入社し、申立期間の一部は同社における試用期間であった可能性が高いと考えられる。

また、A社において昭和36年8月中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している4名のうち、3名は、申立人のことを覚えておらず、1名は、「自分が入社した時には申立人は既に退社していた。」と証言している。

さらに、申立期間のうち、昭和36年6月については、A社の複数の元同僚から、事務所がD区からE区へ移転した後も申立人が勤務していた旨の証言を得られたものの、具体的な退社時期を特定するまでの証言は得られない上、F社は、「通常、従業員カードの前職欄は、本人の提出した履歴書等を元に記載している。申立人がA社を同年6月に退社したことは推測されるが、退社日までは分からない。」と回答している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 1217 (事案 1145 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月から 14 年 10 月まで  
年金記録確認第三者委員会に、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしいとの申立てを行ったが、平成 23 年 11 月 2 日付けで記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。  
しかし、この委員会の結論及び判断の理由は、納得できるものではないので、再度の審議を求めたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録により、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額が遡及して減額訂正処理されていることが確認できるが、滞納処分票によると、申立期間当時の A 社は、厚生年金保険料を滞納しており、申立人も「社会保険事務所(当時)から滞納保険料の督促を受けていた。会社が倒産したときに、社会保険事務所の人が来て、いくつかの書類に押印した記憶がある。」と供述していることから、申立期間当時の代表取締役であった申立人が、当該処理の無効を主張することは、信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 11 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会による前述の通知内容が納得し難いと主張し、再び申立てを行ったものであるが、改めて申立人の主張を聴取しても当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 21 日まで

昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで、A 市立 B 小学校で臨時の講師として勤務した。当時の給与明細書等は廃棄してしまったが、給与から厚生年金保険料が控除されていたし、当時、歯の治療で保険証を使用した記憶もあるので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしい。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C 県教育委員会発行の人事通知書及び A 市立 B 小学校が保管する履歴書により、申立人が申立期間において、当該小学校の講師として臨時的に任用されていたことが確認できる。

しかし、C 県教育委員会教育長発出の「臨時的任用職員の社会保険の加入について（通知）」（昭和 56 年 4 月 1 日 56 教義第 6 号）によると、小中学校における臨時的任用者については、同年 4 月 1 日から社会保険に加入することとされており、C 県においては、申立期間当時、臨時的に任用した小学校の講師について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、社会保険庁（当時）の事業所台帳によると、A 市立 B 小学校は、昭和 60 年 10 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、当時、学校事務を行っていた元同僚は、「申立期間当時に厚生年金保険の事務を行った記憶は無い。」と証言している。

加えて、A 市立 B 小学校及び D 教育事務所は、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を廃棄していることから、申立期間における申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月7日から同年6月5日まで  
② 昭和27年12月26日から28年3月1日まで  
③ 昭和29年3月27日から同年6月25日まで  
④ 昭和30年5月23日から同年6月19日まで  
⑤ 昭和32年3月15日から同年6月20日まで

学校卒業後、A社で製糸工として結婚退職するまで勤務したが、厚生年金保険の記録が途中5か所抜けている。途中退職することなく継続して勤務したのに納得できない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している女性の同僚50名は、いずれも申立人と同様に、申立期間①、②、③、④及び⑤において一旦、被保険者資格を喪失しており、当該期間に係る被保険者記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が氏名を挙げている元同僚3名についても、申立人と同様に、被保険者資格の喪失及び再取得を繰り返していることが確認できる。

さらに、元同僚は、「繭の調達事情により、工場の休業が何日も続くことがあった。その休業を利用して裁縫を習いに行ったことを覚えている。」と証言している上、他の元同僚も、「繭が不足すると仕事ができなくなり、解雇されて失業手当を受け取った。その後、再び同社で仕事に就くということが何度かあったのを覚えている。」と証言していることから、申立期間①、②、③、④及び⑤については、当該事業所が材料の繭の不足により一時的に操業を停止し、従業員が厚生年金保険被保険者資格の喪失手続をしたことが推認できる。

加えて、当該事業所は既に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。